

# がんなんかに負けないぞ！

特集シリーズI

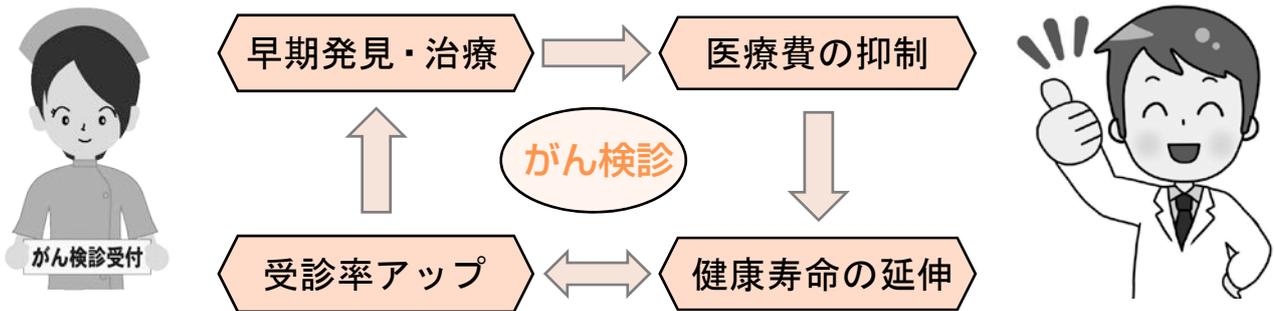
## ◆「福島町がんなんかに負けない基本条例」を制定 ～「がん検診の無料化！」～

町では、条例制定を機に「がん予防」の取り組み等を町民の皆さんに知って頂くため、町広報1～3月号まで3回に亘り、特集シリーズを企画しました。1回目は、条例の内容について、お知らせします。



### 1. 条例制定の目的

国は、“がん”の予防対策として、がん検診受診率50%以上を目標に取り組んでいます。しかし、当町でもがん検診の受診率は、依然として低く、早期発見できるがんでも、残念ながら未受診のため重症化してからの治療となり、死に至っているケースも少なくありません。そのため、「がん検診の無料化」や「普及啓発活動の強化」などを推進し、健康寿命の延伸と医療費の抑制を図ることを目的に、平成27年12月15日に条例を制定したところです。



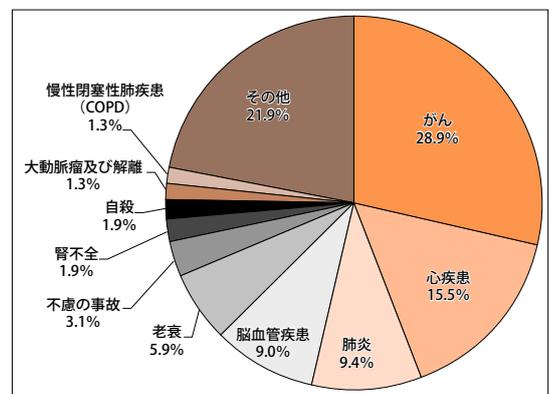
### 2. それぞれの役割

町	・がん対策に関し実効性ある施策を実施
町民	・喫煙、食生活、運動等、がんの予防 ・毎年一回程度は、がん検診を受診
事業者	・従業員が検診を受診しやすい環境整備

### ●死因の第1位は“がん”

約2人に1人は、がんにかかり、3人に1人は、がんで亡くなると言われています。

<死因別割合（平成26年）>



### 3. 推進する主な取り組み

#### ①がん予防対策

- ・食生活、運動、生活習慣、がん対策の推進等
- ・官民施設での「たばこ禁煙・分煙」の普及促進

#### ②がん検診の受診率の向上

- ・町が実施する各種がん検診の無料化
- ・がん検診等の普及啓発活動（健康ポイント制度の創設、健康づくり推進員の受診勧奨等）

#### ③がん対策の広報充実、がん患者等への支援 等

### 4. 施行期日 平成28年4月1日から

お問い合わせ先 保健福祉課 健康増進係 ☎47-4682